

令和 7 年度決算に基づく
高知市の健全化判断比率
及び資金不足比率審査意見書

高知市監査委員

8重高監第 28 号
令和8年9月4日

高知市長 桑 名 龍 吾 様

高知市監査委員	細 川 哲 也
高知市監査委員	金 子 努
高知市監査委員	和 田 勝 美
高知市監査委員	神 岡 俊 輔

令和7年度決算に基づく高知市の健全化判断比率
及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により審査に付された令和7年度決算に基づく高知市の健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について次のとおり意見を提出します。

目 次

令和 7 年度決算に基づく高知市の健全化判断比率の審査意見…………… 1

令和 7 年度決算に基づく高知市の資金不足比率の審査意見…………… 9

令和 7 年度決算に基づく高知市の
健全化判断比率の審査意見

令和7年度決算に基づく高知市の健全化判断比率の審査意見

第1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づく審査

第2 審査の対象

令和7年度決算に基づく高知市の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第3 審査の期間

令和8年8月5日から同年9月3日まで

第4 審査の着眼点及び実施方法

審査は、高知市監査基準に準拠し、健全化判断比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成が関係法令等に適合し、かつ、正確に行われているかについて、提出された関係資料との照合などの方法によって実施した。

第5 審査の結果及び意見

審査に付された健全化判断比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、いずれも適正に行われているものと認められた。

（単位：％、ポイント）

	令和7年度		令和6年度		令和5年度	早期健全化基準	財政再生基準
		対前年度比		対前年度比			
実質赤字比率	—	—	—	—	—	11.25	20.00
連結実質赤字比率	—	—	—	—	—	16.25	30.00
実質公債費比率	11.9	△ 0.7	12.6	△ 0.3	12.9	25.0	35.0
将来負担比率	146.1	△ 4.5	150.6	△ 2.5	153.1	350.0	

（注） 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、いずれの年度も実質赤字額が生じていないことから、「—」と表記している。

審査の状況及び意見は、次のとおりである。

1 審査の状況

健全化判断比率の審査の状況は、次のとおりである。

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率とは、一般会計等を対象とした「実質赤字額」の「標準財政規模」に対する比率である。

実質赤字比率の状況は、次表のとおりである。

実質赤字比率の状況

(単位:千円)

会 計 名 等			実 質 収 支 額				
			令和7年度		令和6年度		令和5年度
				対 前 年 度 較 比		対 前 年 度 較 比	
一 般 会 計 等	一 般 会 計		435,187	△ 109,267	544,454	133,497	410,957
	一般会計等に 属する特別会計	土地区画整理事業清算金特別会計	0	0	0	0	0
		へき地診療所事業特別会計	0	0	0	0	0
		母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	0	0	0	0	0
合 計			435,187	△ 109,267	544,454	133,497	410,957
標 準 財 政 規 模			83,832,769	1,954,168	81,878,601	1,195,740	80,682,861
実 質 赤 字 比 率 （ % ）			—	—	—	—	—

(注) いずれの年度も実質赤字額が生じていないことから、実質赤字比率を「—」と表記している。

当年度の一般会計等の実質収支額の合計は435,187千円の黒字となっていることから、実質赤字比率は算定されていない。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、一般会計及び全特別会計を対象とした「実質赤字額（又は資金の不足額）」の「標準財政規模」に対する比率である。

連結実質赤字比率の状況は、次表のとおりである。

連結実質赤字比率の状況

(単位:千円)

会 計 名 等			実質収支額又は資金の不足（剰余）額					
			令和7年度			令和6年度		令和5年度
				対 前 年 度 較 比		対 前 年 度 較 比		
一般会計等	一 般 会 計		435,187	△ 109,267	544,454	133,497	410,957	
	一般会計等に 属する 特別 会計	土地区画整理事業清算金特別会計	0	0	0	0	0	
		へき地診療所事業特別会計	0	0	0	0	0	
		母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	0	0	0	0	0	
	一 般 会 計 等 合 計		435,187	△ 109,267	544,454	133,497	410,957	
公 営 事 業	一般会計等以外の 特別会計のうち 公営企業に係る 特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	463,921	270,175	193,746	△ 77,163	270,909	
		収 益 事 業 特 別 会 計	△ 1,146,677	1,342,830	△ 2,489,507	1,013,731	△ 3,503,238	
		駐 車 場 事 業 特 別 会 計	3,995	1,224	2,771	91,319	△ 88,548	
		介 護 保 険 事 業 特 別 会 計	373,112	△ 4,929	378,041	△ 85,222	463,263	
		後期高齢者医療事業特別会計	344,055	154,262	189,793	8,633	181,160	
		小 計	38,406	1,763,562	△ 1,725,156	951,298	△ 2,676,454	
	業 会 計	法適用企業	水 道 事 業 会 計	9,870,338	△ 635,071	10,505,409	△ 88,274	10,593,683
下 水 道 事 業 会 計			2,169,020	337,406	1,831,614	△ 1,662,669	3,494,283	
法非適用企業		卸 売 市 場 事 業 特 別 会 計	0	0	0	0	0	
		産 業 立 地 推 進 事 業 特 別 会 計	0	△ 163,049	163,049	△ 8,742	171,791	
		（国民宿舍運営事業特別会計）			0	0	0	
		（農業集落排水事業特別会計）				△ 19,928	19,928	
小 計		12,039,358	△ 460,714	12,500,072	△ 1,779,613	14,279,685		
公 営 事 業 会 計 合 計		12,077,764	1,302,848	10,774,916	△ 828,315	11,603,231		
総 合 計 （ 連 結 実 質 赤 字 額 ）		12,512,951	1,193,581	11,319,370	△ 694,818	12,014,188		
標 準 財 政 規 模		83,832,769	1,954,168	81,878,601	1,195,740	80,682,861		
連 結 実 質 赤 字 比 率 （ % 、 ポ イ ン ト ）		—	—	—	—	—		

(注1) いずれの年度も実質赤字額が生じていないことから、連結実質赤字比率を「—」と表記している。

(注2) 「国民宿舍運営事業特別会計」は、令和6年度末で閉鎖している。

(注3) 「農業集落排水事業特別会計」は、令和6年度に「公共下水道事業会計」と会計統合し、新たに「下水道事業会計」となっている。

「実質赤字額（又は資金の不足額）」の算定に際しては、公営事業会計のうち「一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計」に分類される5会計は、実質収支額を算定することとされている。

当年度は、「収益事業特別会計」が赤字となっているものの、「国民健康保険事業特別会計」、「駐車場事業特別会計」、「介護保険事業特別会計」及び「後期高齢者医療事業特別会計」が黒字となっており、実質収支額の合計は38,406千円の黒字となっている。

次に、「公営企業会計」に分類される4会計は、資金の不足額又は剰余額を算定することとされている。

当年度は、「水道事業会計」及び「下水道事業会計」では資金の剰余額が生じているほか、「卸売市場事業特別会計」及び「産業立地推進事業特別会計」では資金の不足額又は剰余額は生じていない。

公営企業会計全体としては、12,039,358千円の資金の剰余額が生じているが、これは、主として「水道事業会計」において9,870,338千円の資金の剰余額が生じていることによるものである。

当年度の全会計の合計は、12,512,951千円の黒字となっていることから、連結実質赤字比率は算定されていない。

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率とは、一般会計等が負担する「元利償還金及び準元利償還金」の「標準財政規模」に対する比率であり、数値が大きいほど財政規模に対する借入金の返済額（公債費）の割合が高いことを示す指標である。

算定方法は、「元利償還金及び準元利償還金」から「特定財源並びに元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額」を控除した額を、「標準財政規模」から「元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額」を控除した額で除した、単年度の比率の3か年平均を算出するものである。

実質公債費比率の状況及び算定方法は、次表のとおりである。

実質公債費比率の状況

(単位: %、ポイント)

	実質公債費比率	対前年度 比較	
		対前年度 比較	対前年度 比較
令和7年度	11.9	△	0.7
令和6年度	12.6	△	0.3
令和5年度	12.9		

算定方法

(単位: 千円)

	元利償還金及び 準元利償還金		特定財源並びに元利償還金 及び準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額	
	対前年度 比較	対前年度 比較	対前年度 比較	対前年度 比較
令和7年度	20,705,212	△ 154,333	12,716,838	282,371
令和6年度	20,859,545	△ 391,778	12,434,467	58,293
令和5年度	21,251,323		12,376,174	

(単位: %)

	実質公債費比率 (単年度)	実質公債費比率 (3か年平均)
令和7年度	11.05526	11.9
令和6年度	11.97928	
令和5年度	12.85351	

	標準財政規模		元利償還金及び 準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額	
	対前年度 比較	対前年度 比較	対前年度 比較	対前年度 比較
令和7年度	83,832,769	1,954,168	11,574,157	25,974
令和6年度	81,878,601	1,195,740	11,548,183	△ 86,234
令和5年度	80,682,861		11,634,417	

当年度の実質公債費比率は11.9%で、早期健全化基準である25.0%を下回っており、前年度と比較すると0.7ポイント改善している。

(4) 将来負担比率

将来負担比率とは、「一般会計等が将来負担すべき実質的な負債額」の「標準財政規模」に対する比率であり、数値が大きいほど将来財政を圧迫する可能性の度合いが高いことを示す指標である。

算定方法は、「将来負担額」から「充当可能財源等」を控除した額を、「標準財政規模」から「元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額」を控除した額で除して算出するものである。

将来負担比率の状況及び算定方法等は、次表のとおりである。

将来負担比率の状況				算定方法			
(単位:%, ポイント)				(単位:千円)			
	将来負担比率		対前年度 比		将来負担額		対前年度 比
	対前年度 比	対前年度 比			対前年度 比	対前年度 比	
令和7年度	146.1	△	4.5		266,615,041	△	6,598,654
令和6年度	150.6	△	2.5		273,213,695	△	9,004,252
令和5年度	153.1				282,217,947		

標準財政規模				元利償還金及び 準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額			
	標準財政規模		対前年度 比		元利償還金及び 準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額		対前年度 比
	対前年度 比	対前年度 比			対前年度 比	対前年度 比	
令和7年度	83,832,769	1,954,168			11,574,157	25,974	
令和6年度	81,878,601	1,195,740			11,548,183	△	86,234
令和5年度	80,682,861				11,634,417		

将来負担額

(単位:千円)								
	地方債の現在高	債務負担行為に 基づく支出予定額	公営企業債等 繰入見込額	組合等見込額	退職手当 当見込額	設立法人の 負債見込額	連結実質赤字額	組合連結実質 赤字額負担見込額
令和7年度	193,446,873	1,649,102	48,177,094	4,769,947	18,572,025	0	0	0
令和6年度	199,447,348	1,850,655	49,054,602	5,073,371	17,787,719	0	0	0
令和5年度	205,954,021	2,053,553	51,109,388	5,476,224	17,624,761	0	0	0

充当可能財源等

(単位:千円)			
	充当可能基金	充当可能特定歳入	基準財政需要額 算入見込額
令和7年度	16,169,546	5,863,322	138,966,455
令和6年度	16,104,458	6,433,489	144,717,358
令和5年度	18,601,607	7,016,374	150,838,867

当年度の将来負担比率は146.1%で、早期健全化基準である350.0%を下回っており、前年度と比較すると4.5ポイント改善している。

2 審査意見

当年度決算に基づく健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、前年度同様に、実質赤字額が生じていないことから、算定されていない。

実質公債費比率については11.9%で、前年度に比較して0.7ポイント改善しており、平成25年度から継続して、地方債の発行に国又は都道府県の許可を要する18.0%を下回っている。

また、将来負担比率については146.1%となっており、前年度に比較して4.5ポイント改善している。

これらの健全化判断比率については、いずれも国が示す早期健全化基準の数値を下回っている。

なお、実質公債費比率や将来負担比率は依然として中核市の中で高い水準にあるものの、改善傾向が見られる。

今後も市税収入や地方交付税などの動向が不透明であることに加え、扶助費が年々増加しているほか、人件費の上昇や物価高騰に伴う各種経費なども増加していることから、令和8年7月に策定した「高知市財政健全化プラン2026」に掲げる財政健全化に向けた取組を着実に進め、健全で持続可能な財政基盤の確立に向け、行財政改革の推進に取り組まれない。

令和7年度決算に基づく高知市の
資金不足比率の審査意見

令和7年度決算に基づく高知市の資金不足比率の審査意見

第1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づく審査

第2 審査の対象

令和7年度決算に基づく高知市の各公営企業における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第3 審査の期間

令和8年8月5日から同年9月3日まで

第4 審査の着眼点及び実施方法

審査は、高知市監査基準に準拠し、資金不足比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成が関係法令等に適合し、かつ、正確に行われているかについて、提出された関係資料との照合などの方法によって実施した。

第5 審査の結果及び意見

審査に付された資金不足比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、いずれも適正に行われているものと認められた。

(単位：％、ポイント)

	令和7年度		令和6年度		令和5年度	経営健全化基準
		対前年度 比		対前年度 比		
水道事業会計	—	—	—	—	—	20.0
下水道事業会計	—	—	—	—	—	
卸売市場事業特別会計	—	—	—	—	—	
産業立地推進事業特別会計	—	—	—	—	—	
(国民宿舎運営事業特別会計)			—	—	—	
(農業集落排水事業特別会計)					—	

(注1) 資金の不足額が生じていない場合は、資金不足比率を「—」と表記している。

(注2) 「国民宿舎運営事業特別会計」は、令和6年度末に閉鎖している。

(注3) 「農業集落排水事業特別会計」は、令和6年度に「公共下水道事業会計」と会計統合し、新たに「下水道事業会計」となっている。

審査の状況及び意見は、次のとおりである。

1 審査の状況

資金不足比率とは、各公営企業における「資金の不足額」の「事業の規模」に対する比率であり、経営状態の悪化の度合いを示す指標である。

各公営企業会計の資金不足比率等の状況は、次表のとおりである。

会 計 名	令 和 7 年 度 の 状 況		資 金 不 足 比 率				
	資 金 の 不 足 (剰 余) 額	事 業 の 規 模	令 和 7 年 度		令 和 6 年 度		令 和 5 年 度
			対 前 年 度 比	対 前 年 度 較	対 前 年 度 比	対 前 年 度 較	
水 道 事 業 会 計	9,870,338	5,671,412	—	—	—	—	—
下 水 道 事 業 会 計	2,169,020	5,704,937	—	—	—	—	—
卸 売 市 場 事 業 特 別 会 計	0	208,874	—	—	—	—	—
産 業 立 地 推 進 事 業 特 別 会 計	0	0	—	—	—	—	—
(国 民 宿 舎 運 営 事 業 特 別 会 計)					—	—	—
(農 業 集 落 排 水 事 業 特 別 会 計)							—

(注1) 資金の不足額が生じていない場合は、資金不足比率を「—」と表記している。

(注2) 「国民宿舎運営事業特別会計」は、令和6年度末に閉鎖している。

(注3) 「農業集落排水事業特別会計」は、令和6年度に「公共下水道事業会計」と会計統合し、新たに「下水道事業会計」となっている。

「公営企業会計」に分類される4会計のうち、「水道事業会計」及び「下水道事業会計」では資金の剰余額が生じており、「卸売市場事業特別会計」及び「産業立地推進事業特別会計」では資金の不足額は生じていないことから、これらの会計では資金不足比率は算定されていない。

2 審査意見

当年度決算については、いずれの公営企業会計においても資金の不足額が生じていないことから資金不足比率は算定されていない。

今後においても、資金不足比率が経営健全化基準の数値以上となることのないよう、適切な経営に取り組まれない。